

平成30年度川崎エコタウン等情報発信交流事業委託の実施に係る公募型企画 提案実施要領

I 事業概要

1 事業目的

本業務は、川崎エコタウン構想（以下「エコタウン構想」という）等の取組を広く国内外への情報発信や、エコタウン構想の先導的地域として設立した川崎ゼロ・エミッション工業団地（以下「工業団地」という）内に立地している企業活動の発展及びエコタウン構想の更なる推進に寄与することを目的に、工業団地内に立地する情報発信拠点川崎エコタウン会館の管理運営及び団地内企業等の交流や情報交換をする場を提供するもの。

2 川崎エコタウン会館について

(1) 所在地

川崎市川崎区水江町6-6

（バス停「水江町」より徒歩5分）

(2) 仕様

地上4階建て、鉄筋コンクリート造り、陸屋根、延床面積383.52㎡

(3) 利用実績（視察受入実績）

33件577名（平成28年度）

II 公募に関する事項

1 公募の概要

(1) 業務の名称及び形態

平成30年度川崎エコタウン等情報発信交流事業委託

(2) 業務の内容

ア エコタウン会館管理運営業務

イ 視察対応業務

ウ 工業団地内企業活動支援業務

*業務の詳細については、別紙仕様書を参照してください。

(3) 事業実施期間

平成30年度中

(4) 事業規模概算額

2,977千円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

(6) 選考方法

複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類によって審査を行い、採択を決定

します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

応募状況を勘案して、提案団体から審査員に対し企画内容を説明する「企画提案説明会」を開催させていただく場合があります。

2 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- ア 建物の維持管理及び運営実施業務への対応が可能な者
- イ 川崎エコタウン全般に関する知識を有している者
- ウ 法人格を有する者
- エ 契約日（平成30年4月1日予定）において、平成29年・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「施設維持管理」、種目を「その他施設維持管理」で登録されていること。
- オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 公募のスケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 公募要領の公表 | 2月26日(月) |
| (2) 参加意向申出書及び質問の受付期限 | 3月9日(金)正午 |
| (3) 参加資格要件の確認通知、質問書回答 | 3月14日(水) |
| (4) 企画提案書の受付期間 | 3月14日(水)～3月20日(火) 正午必着 |
| (5) 企画提案説明会(仮)及び選考委員会 | 3月23日(金)予定 |
| (6) 審査結果通知発送 | 3月26日(月) |
| (7) 契約締結 | 4月1日(日) |

4 担当部局

川崎市経済労働局国際経済推進室【担当】鈴木、田中

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

電話(直通): 044-200-2313 FAX: 044-200-3920

メールアドレス: 28keisu@city.kawasaki.jp

Ⅲ 企画提案に求める内容

別紙仕様書に基づき、作成する企画提案書には、次の項目を盛り込んでください。

- (1) 本業務に対する基本的な考え方

当該事業に対する貴社の考え方や知見、セールスポイントを具体的に示してください。

(2) 仕様書業務内容に関する企画提案

ア エコタウン会館に係る効果的な管理運営方法について提案してください。

イ 川崎エコタウン及び川崎ゼロ・エミッション工業団地に関する有効な情報発信について提案してください。

ウ 川崎ゼロ・エミッション工業団地に対する効果的な支援方法について提案してください。

(3) 本業務の実施体制

ア 本業務の実施体制を、貴内部での管理体制及び連絡体制も含め、示してください。

イ ゼロエミッション工業団地とどのようなネットワークを有しているか、また、そのつながりを本事業へどのように活かしていくか示してください。

IV 企画提案の流れ

1 提案の方法

(1) 参加意向申出書の提出

本企画提案への応募を希望する団体は、平成 30 年 3 月 9 日(金)正午までに、参加意向申出書(様式1)及び業務実施体制表(兼 資格要件確認書)(様式2)を持参又は郵送・電子メールにて提出してください。

(2) 質問受付及び回答

ア 質問方法

質問の内容を書面により、担当部局(上記Ⅱ-4参照)へお送りください。

※質問書は、FAX、電子メール等何れの方法でも受け付けますが、送信後に担当部局に質問書が到達したことを確認してください。

イ 受付期限 平成 30 年 3 月 9 日(金)正午

ウ 回答方法

質問者には電子メールにより回答するとともに、原則、質疑内容を全企画提案参加事業者に情報提供します。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

企画提案書 ・うち 1 部は、ホチキスを用いず、クリップ止めとしてください。 ・A4版10ページ以内(表紙、見積書、業務実施体制含まず)、様式自由 ・ページ内に貴社名を入れないでください。	10 部
所要経費・概算見積書 ・見積額とその積算根拠についても記載してください。様式自由ですが、別紙仕様書記載の業務内容の項目ごとに、実施回数・スタッフ数等内訳がわかるように記載してください。	1部

団体概要(定款・パンフレット等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの)	10部
直近の決算書	1部

イ 提出方法:持参又は郵送により提出してください。

ウ 提出期限:平成30年3月20日(火)正午必着

エ 提出先:川崎市経済労働局国際経済推進室【担当】鈴木、田中

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

オ 企画提案書等の取扱い

- ・ 企画提案書等作成に伴う費用は御社の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。

V 選定方法及び選定基準

企画の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択を決定します。

(1) 企画提案選考委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に選考委員会を設け、審査を行います。参加者の中から最優秀者と次点者を選定します。

応募状況により、企画提案説明会を行います。

企画提案説明会 開催予定日:平成30年3月26日(月)

なお、同点の場合には次のとおり事業者を選定します。

- (ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用する。
- (イ) (ア)で選定されない場合、見積金額が低い提案を採用する。
- (ウ) (イ)で選定されない場合、くじ引きにより選定する。

イ 会議の公開

選考委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例(平成11年3月19日条例第2号)第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

(2) 選定基準

ア 目的の理解度	事業目的を十分に理解し、要領に沿った提案となっているか。
イ 企画提案の内容	具体性があり、かつ、実現可能な内容となっているか。
ウ 専門的知識・能力・ネットワーク	事業実施に必要な専門的知識・能力・人的ネットワークを有しているか。
エ 実施体制	事業実施に必要な体制及び経理事務の的確な処理体制を有するか。／業務の実施計画に無理がないか。／個人情報保護の配慮ができているか。

オ 概算見積額のバランス	企画内容と見積額とのバランスが取れているか。
--------------	------------------------

(3) 選考結果

選考結果は、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問合せには応じません。

VI 委託内容の決定

- (1) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (2) 契約にあたっては、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が反映されるとは限りません。
- (3) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。

VII 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「Ⅱ-2 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

VIII その他の留意事項

- (1) 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本事業の受託者についても同条の規定が適用されます。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提案書類や契約書等における使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用してください。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

添付資料

- (様式1) 参加意向申出書
- (様式2) 業務実施体制表(兼 資格要件確認書)